

## 警察 국민向けポータルサイトから電子申請を行うことができる行政手続

手続名	根拠法条文
施設占有者による提出書の提出	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第26条
指定を受けようとする施設占有者による申請書及び添付書類の提出	遺失物法施行規則第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）
保管物件届出書の提出	遺失物法施行規則第31条第1項
物件売却届出書の提出	遺失物法施行規則第32条
物件処分届出書の提出	遺失物法施行規則第33条第1項
電磁的記録媒体提出票の提出	遺失物法施行規則第41条